

障がい福祉サービス

障がい福祉サービスとは、障がいのある方や難病患者等の方に対し、個々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

障がい福祉サービスの内容

介護給付 障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴や排せつ、食事などの介護、調理や洗濯、掃除などの家事をします。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、常に介護が必要な人に居宅での入浴や排せつ、食事などの介護、調理や洗濯、掃除などの家事、外出時の移動中の介護などをします。
同 行 援 護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行し移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む。）や移動中の援助などをします。
行 動 援 護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な外出時の移動中の介護をします。
療 養 介 護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、病院で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
生 活 介 護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事などの介護や創作的活動または生産活動の機会の提供をします。
短 期 入 所 (ショートステイ)	居宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所させ、入浴や排せつ、食事などの介護をします。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事などの介護をします。

訓練等給付 身体的または社会的なリハビリテーションや、就労につながる支援を行います。

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上に必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練をします。
就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労や生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練をします
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしを希望する方へ定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害があり、主に夜間において共同生活住居で介護を必要としない人に、食事の提供や日常生活上の援助をします。

地域相談支援事業 障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人などが、地域で生活するための支援を行います。

地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援をします。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援をします。

地域生活支援事業 東浦町でさまざまな支援事業を行います。

移動支援事業	屋外での移動が困難な人に、外出時に必要な支援をします。
日中一時支援事業	日中の活動の場を確保し、障がい者の家族の就労の支援や一時的な休息ができるようにします。
相談支援事業	福祉制度・日常生活に関することなどの相談を受けます。
意思疎通 支援事業	手話通訳・要約筆記など通訳者を派遣します。
地域活動支援 センター事業	通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を提供します。
福祉ホーム事業	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援をします。

- 1 対 象 者 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児で手帳をお持ちの方、難病患者等で症状の変化などにより身体障害者手帳を取得できないが一定の障がいがある方
※障害者手帳をお持ちでない障がい児の方は、児童相談所、町保健センター、主治医の意見が必要となりますので、事前に障がい支援課へご相談ください。
- 2 利用者負担 費用の1割（負担額の上限あり） 詳細は以下を参照してください。

<障がい者の利用者負担額>

所得区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

<障がい児の利用者負担額>

所得区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満）	居宅で生活する場合 4,600円
		入所施設利用の場合 （20歳未満） 9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※「世帯」の範囲は、18歳以上の障がい者は本人とその配偶者、障がい児（施設に入所する18、19歳を含む）は保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

- 3 申請先 障がい支援課
- 4 留意事項 障がい福祉サービスの利用の申請を行うと、現在の生活や障がいの状況について調査を行います。調査の結果をもとに、審査・判定が行われ、障害支援区分が決められます。審査・判定にあたっては、医師の意見書が必要となる場合があります。
- 5 その他 障がいのある方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、原則としてすべての障がい福祉サービス等を利用する障がい者・児について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画・障害児支援利用計画の提出が必要です。（指定相談支援事業者が作成する計画案に代えて、障がい者や障がい児の保護者などが作成するセルフプランを提出することも可。）